

## 【機密性 2】

### 千葉地方裁判所委員会（第 4 8 回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

#### 1 開催日時

令和 3 年 5 月 3 1 日午後 1 時 1 5 分から午後 3 時 3 0 分まで

#### 2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館 1 0 階）

#### 3 出席者

##### 【委員】

井上登美子，大久保健司，岡部豪，女屋光基，亀山隆弘，官澤太郎，専田泰孝，高瀬順久，福永修久，藤森一，堀田眞哉（委員長）

##### 【説明担当者】

千葉地方裁判所民事第 3 部裁判官 吉川昌寛

##### 【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

#### 4 議事等

##### (1) 委員の紹介

委員長から，前回の委員会後に新たに任命された大久保委員及び亀山委員が紹介された。

##### (2) 委員挨拶

委員就任に当たり，大久保委員及び亀山委員から挨拶があった。

また，前々回の委員会後に新たに任命された後初めての出席となる岡部委員からも挨拶があった。

##### (3) 事務局からの報告

## 【機密性 2】

長坂総務課長から、前回テーマの「裁判所における感染症対策」について、その後の取組について報告があった。

### (4) 説明担当者による説明

「裁判所におけるIT化の現状について」というテーマに関して吉川裁判官が説明を行い、ウェブ会議を利用した争点整理手続の模擬実演を行った。

### (5) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員，◇説明担当者)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、「裁判所におけるIT化の現状について」というテーマに関して意見交換を行っていききたい。

現時点でのIT化の現状について御説明させていただいたが、御質問等があれば伺いたい。

○ 実際に運用している中で、例えば弁護士から、どういった意見があったか。

◇ 問題なく接続できた弁護士については比較的好印象で、目に見えるコミュニケーションによる分かりやすさと安心感・緊張感、決定権者の参加のしやすさによる議論の深掘りや和解案の迅速な調整、日程調整の幅が広がることによる審理促進効果といった利点があるとの感想が寄せられている。

少し機器に不慣れな方については、接続の際にトラブルが起きた場合を不安に感じているようである。

○ 訴状は紙で出すという理解でよいか。また、証拠のオンライン提出に関して、証拠調べはどうなるのか。将来的にどうなるのか教えていただきたい。

◇ 最初に訴状が提出され、法廷で第一回期日が行われた後、しばらく争点整理手続が行われ、その後また法廷に戻って尋問を行い、そこで審理を終結して判決を言い渡す、こういった手続全体の流れのうち、現段階では争点整理手続の部分にだけウェブ会議を使用している。

これが将来は、原告がオンラインで訴状を裁判所に提出して訴えを提起し、被告が訴状のデータを閲覧することにより被告は訴状を受け取ったことにな

## 【機密性 2】

る。また、裁判官は法廷に行くが、両当事者はオンラインで参加することで法廷に参加することもできる。そして、争点整理も同様にオンラインで進め、尋問の段階でも証人にはオンラインで参加していただくこともできるといった状態をイメージしている。

- 訴状が電子化されると、不正が起り得るのではないか。
- ◇ なりすましの訴え提起を予防するため、民事訴訟法の改正とあわせてシステムの構築について議論しているところである。
- 送達はどうなっているか。
- ◇ 送達もウェブ上で行うことができるようになる。被告のアドレス宛てに、又は、メールアドレスが分からない場合はアクセスページの番号等を記載した書面を住所宛てに送って、被告側がアクセスした際にアクセス記録が残ることで送達できたという扱いにするということを考えている。
- ◎ 今の説明は全面的にIT化が実現した場合の理念形であり、他方で、ITにアクセスできない方もいらっしゃるので、細かな制度設計については議論されているところである。
- 若干補足すると、IT化については諸外国の法規制度も含めて情報収集はしているが、送達についてはとても難しい問題であり検討段階ということである。
- いろいろと裁判制度を活用させていただいているが、争点整理の段階でウェブ会議化したことで楽になったと実感している。  
一方で、代理人事務所に出向いて参加している実態があり、社内から直接参加できるようにならないものかと感じており、こういった点についてもIT化が進んでいけば非常に良いと感じている。
- 証拠調べについて、一般の方である場合や弁護士事務所が関与していない場合には、出してきた録音等のデータが本当のものなのかどうか判別しにくいという点でこういったシステムを使用することが難しいのではないかとい

## 【機密性 2】

う気がしている。

また、簡裁ではIT化について検討されているのか。民事調停手続についてはどのようにお考えか。

◎ 現在行われている裁判手続のIT化は基本的には地裁の民事訴訟手続から取り組まれているところであるが、今後その他の手続にも広がっていくことになるかと思う。ただ、それぞれの手続には様々な特性があり、IT化するに当たってはいろいろな検討をしながら進めていくことになるかと思うが、まだ若干の議論がされ始めているくらいのところかと思う。

◇ 音源データについて、嘘をついていないか、加工されていないかといった疑問がある場合、少なくとも代理人間ではしっかりチェックしていただき、疑問があればその旨を裁判所に提示していただき、信用性について裁判の場で主張していただくことになる。

また、一般の方の場合には、実際の証拠をそのまま出してもらって確認してもらうことになるかと思うが、争点整理手続の中でも実際に再生してみて議論していくことになる。

争われている事件の内容等を踏まえて適宜適切に証拠を判断していく、これが裁判官に求められていることであり、IT化されてもされなくても本質は変わらないと考えている。

○ ウェブ会議時に現在使用しているソフトの不具合の解消について、どのように取り組まれているか。また、セキュリティーの点ではどのように対処されているか。

◇ 使用するソフトについては変遷があり、現在は落ち着いているものの今後臨機応変に対応していく必要があるのではないか。

また、セキュリティーの問題について懸念が挙がったのは事実であるが、知的財産高等裁判所も活用しており代理人もお互いにデータを共有していることからすると、今のところは大丈夫なのではないかと思っている。セキュ

## 【機密性 2】

リティーを緩くして情報漏えいのようなことになるといけないので、しっかり管理していく必要があることは今後も変わらないだろうと思う。ウイルス感染の点についても、民事訴訟法の施行とともに新たなシステムを作り、その中でウイルスの駆除ソフトをどのように入れていくかということを経験しているところかと思う。

◎ フェーズ 1（現行法の下でのウェブ会議・テレビ会議等の運用）の手続は争点整理手続という非公開の手続であるが、今後、公開手続に IT 化が広がってくる。IT 化の対象になる手続と、そこで取り扱われる情報の性質とそれぞれの手続の段階がどういった位置付けになっているのかということを経験的に考えて情報セキュリティのレベルを考えていかなければならず、今後の議論の中でまた具体化されていくことになるかと思う。

○ 全体の事件数のうちの何割くらいがウェブの方式になっているのか。実際にウェブ会議を実施してみて、どのくらい手続が早まったのかデータがあれば教えていただきたい。

また、場所を選ばないのでスケジュールを入れやすいがために詰め込みすぎて大変な思いをすることが実際にあるが、その点についてはどのように考えているか。

さらに、セキュリティの点について、誤配信であるとか接続先の周辺環境についてのチェックという部分で配慮が必要かと思うが、今後弁護士以外にも対象を広げていく上でどのように考えているか。

最後に、フェーズ 3（オンラインでの申立て等の運用）の段階まで、どのようなスケジュールでどのくらい先になるのか。IT 化になじむ事件となじまない事件とがあると思うが、どのように考えているか、また、将来的に、刑事手続はおそらく難しいのではないかと思うが、司法全体でどのように進めていくべきと考えているか教えていただきたい。

◎ IT 化の今後のスケジュールについては、昨年フェーズ 1 に入ってお

## 【機密性 2】

り全国の裁判所で順次広がっているところである。続いてフェーズ2についてもすでに立法の検討が始まっており、法制審議会で審議がされているところである。その後にフェーズ3として、新たな立法も踏まえた必要なシステムの開発、導入という形で進めていくことになるかと承知している。

刑事手続に関しては、今年の3月から法務省において検討会が始まり、民事手続との性質の違いは当然あるもののIT技術の進歩を活用して利便性を高めていこうと議論がされていると承知している。

- ◇ 正確な統計は取っていないが、多い部で5割くらい、少ない部で3割くらいの事件でIT活用されているようである。当初から比べると急激に利用率が高まってきているように思われ、今後も広まってくるのではないかと思う。

利便性が高いがために詰め込みすぎにならないかという御質問については、裁判官それぞれの仕事のやり方に合わせて、むしろある程度詰め込んでしまって審理をやらない日を作ったり、審理の間に気分転換をする時間を作ったりしているのではないかと思う。

誤配信の点については、事前にメールアドレスを登録してチームを作り、関係者以外は入れない形で実施しているため問題はなく、むしろ記録の持ち帰りの時点でのセキュリティー問題がなくなり、ライセンスを持った者がパスワードを入れなければアクセスできないということでセキュリティー強化につながっていると考えられる。

また、接続先の周辺環境についてのチェックについては、一般市民にもIT化を広げるということになれば当然起こってくる課題であり、中間試案の中でも賛否両論あってどちらに転ぶかによって運用が変わってくるのではないかと思う。

- 将来的に訴訟記録を電子記録に一本化することだが、尋問調書について何か方向性が出ていれば教えていただきたい。
- ◇ まだその段階には来ておらず、尋問についてもIT化することが立法化さ

## 【機密性 2】

れた後に、どのように記録化するか、音源のみでよいか、文字化する場合には機械を使うか人を使うかというようなことが議論されるのではないかと思う。

- 医療の世界ではIT化はまったく進んでいない。医療観察法や刑事事件の鑑定についても同様である。

指定医の審議員にもなっているが、そちらではオンライン会議が行われるようになった。専用回線を持ってはいるが混んでいて使用できなかったり、やり取りするデータ量が増え専用回線を使用することで安全性が高まる一方でそれだけ費用もかかったりというような問題がある。

カルテの一本化についても検討しており、安全性が基盤となろうかとは思いますが、医療の質の均てん化という意味でオンライン化を進めていかなければならないと考えている。

本日の議論を聞いていて、金銭的な問題と、オンライン化を進められるものと進められないものがあるという問題があると感じた。

- 人が移動しないで済むというところで、例えば裁判員裁判であるとか、今後の転用について何か見通しはあるか。
- ◎ 刑事手続に関しては議論が始まったばかりであるが、検察官から弁護人に対しての証拠開示について話題に出ているようであり、膨大な証拠があるような事件についてデジタル化された形で捜査が行われるようになれば開示手続もスピードアップし、ひいては刑事手続の迅速化につながるのではないかと考えられているようである。また、令状についても、警察署が全国津々浦々にあることからIT技術を使用することによって迅速化、効率化できるのではないかと話題にされていると聞いている。
- 今年の3月に行われた法務省の検討会では、裁判員裁判に関して、選任手続をオンラインでやってみてはどうかとの御提案があったと聞いている。また、傍聴についても、例えば被害者の方などが別室からオンラインで傍聴で

【機密性 2】

きるようにしたらどうかとの御提案があったと聞いている。

(6) 次回委員会期日

次回の委員会は，令和4年2月2日午後1時15分に開催することに決定した。

(7) 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマは，委員会において提案がなかったため，過去に委員会で取り上げたテーマの状況等も踏まえて決定し，次回委員会期日までに各委員にお知らせすることとした。

以 上